

令和4年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会 議事要旨

日時 令和4年9月1日(木)
14時00分～16時00分
会場 沼津市役所8階 802会議室

【出席委員】(敬称略)

静岡大学教育学部	色川 卓男
静岡県立沼津東高等学校	渡邊 紀之
沼津市子ども会育成連絡協議会	大島 多恵子
沼津市自治会連合会	北村 正昭
沼津市商店街連盟	杉山 高明
沼津市消費者協会	土屋 美千子
沼津地区労働者福祉協議会	田中 清仁
静岡県司法書士会	渡邊 直人
一般消費者代表	太田 伊都
一般消費者代表	鈴木 浩子

【事務局】

石橋生活安心課長、林生活安心課課長補佐、久保田主査、中村主任

【配布資料】

資料1	令和4年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会次第
資料2	令和4年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会席次表
資料3	令和4年度沼津市消費者教育推進地域協議会委員名簿
資料4	沼津市消費者教育推進地域協議会設置要綱
資料5	令和4年度消費者教育の取組方針について
資料6	令和4年度事業一覧
資料7	令和4年度事業取組状況(7月末実績)
資料8	悪質電話対策機器購入費等補助申請書セット一式

【次第1 開会】

※省略

【次第2 委員委嘱】

※省略

【次第3 会長・副会長選出】

・選出

土屋美千子委員の推薦により、会長に色川卓男委員を選出。

色川卓男会長の指名により、副会長に渡邊紀之委員、土屋美千子委員を選出。

※推薦理由

色川卓男会長：消費者教育の専門家として、消費者行政・消費者教育の研究をされているため。

渡邊紀之副会長：第2次沼津市消費者教育推進計画で若者の消費者教育について継続して取組むとしており、高等学校における教育状況等を把握しているため。

土屋美千子副会長：消費者教育の担い手として、消費生活の安定を図ることを目的とした調査や研究活動等をしており、地域への出前講座等の実績もあるため。

・会長、副会長挨拶

※省略

【次第4 消費者教育に関する講話（静岡大学教育学部 色川卓男教授）】

※省略

～議事進行を色川卓男会長に委任～

【次第5 令和4年度消費者教育推進計画事業計画と取組状況等について】

<事務局による説明>

①令和4年度沼津市消費者教育推進計画事業計画について

今年度の消費者教育の取組方針については資料5のとおり。

「1 消費者教育推進上の各主体事業数」では、全庁並びに関係主体各位より、58事業が消費者教育推進に関わるものとして報告を受けている。

各事業の一覧表が資料6である。事業名とそれらが重点目標1～5のどれに該当するものなのかを「○」で表記している。事業によっては複数の目標に掛かっており、これらを目標ごとに集計したものが、資料5の「2 消費者教育推進上の重点目標別の事業実施状況」となる。

事業数については昨年度と比較して増加となっている。消費生活センターに関する部分では、今年度より事業開始となった『悪質電話対策機器購入費等補助事業』を重点目標3に新たに追加している。詳細が資料8である。現在も沼津市では悪質商法による消費者トラブルや振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の相談があり、被害の多くが高齢者世帯で、特に電話による勧誘をきっかけとしていることから、可能な範囲で周囲に、このような補助事業があることを伝えていただきたい。

各事業の詳細が資料7である。再掲となっている事業も含めて記載している。

すべての事業については、資料6と資料7により内容を把握できるため、本協議会では「3 令和4年度消費者教育における重点取組」として、4つの取組状況等を説明する。

②取組状況・後半の取組等について

(1) 消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信

重点目標1, 2, 5に当てはまるものである。各事業についての情報を集約すること、消費生活に関する情報をホームページやFacebook ページ、広報紙等の各種媒体を活用して、広く発信することを考えている。

年度後半については、新型コロナウイルス感染症等の状況も不透明であり、感染拡大防止の観点から、コロナ禍以前のように市民と直接的に接する機会も大幅に増えないと予想されるため、各種媒体での情報発信の継続を考えている。

(2) 高齢者見守りに向けた地域団体、関係各課、地域包括支援センター等との連携強化

重点目標3に当てはまるものである。過去2年間は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、高齢者向け出前講座の開催は減少していたが、今年度は4月の地域包括支援センター運営会議等にて情報共有の強化や出前講座等の啓発活動への協力を依頼した結果、出前講座の回数が増えている。当市の相談件数の約半数を60歳以上の高齢者が占めている現状から、今後も関係各位と連携を図っていく。

7月末時点での高齢者向け出前講座の申請・実施状況については、予定を含めた申請が15件、実施が8件となっている。

先程の内容と多少被るが、今年度から、悪質電話対策機器の購入費及び設置費の一部に対する補助事業を開始した。65歳以上の人がいる世帯を対象に、最大5,000円を補助するものだが、7月末時点での申請件数は16件にとどまっているため、周知の強化を図っていくとともに、みなさまにも可能な範囲での周知へのご協力をお願いしたい。

また、自治会連合会様において啓発チラシの組回覧、民生委員児童委員様において一人暮らし高齢者の見守り時に啓発チラシ等を配布していただく等、昨年度と同様の啓発も継続する。

(3) 若年者に対する消費者教育の充実

重点目標4に当てはまるものである。若年者への啓発は前計画から注力しているが、第2次計画でも引き続き充実を図る。

7月末時点での若年者向け出前講座の申請・実施状況については、予定を含めた申請が7件、実施が3件となっている。昨年度は放課後児童クラブ向けに「買い物ゲーム」等を盛り込んだ出前講座を開催したが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催しなかった。

各学校のICT環境にもよるが、若年者向けには従来の集合型の出前講座だけでなく、リモート型での講座も開催可能であることを伝えて、各校の需要に合わせた出前講座の開催や市内の全学校に対する啓発リーフレット等の配布、消費生活センターに寄せられたトラブル事例の紹介等、昨年度と同様の啓発も継続する。

(4) 消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知

重点目標5に当てはまるものである。くらしのセミナーや消費生活サポーター養成講座を開催して、「地域の消費者教育・見守りの担い手の養成・相互連携」を目指しているが、新型コロナウイルス感染症の状況に留意して開催の可否を判断する。2年前に講座等を開催できないことへの代替案として開始した、消費生活サポーターに対する啓発チラシ等の送付と周辺住民への啓発依頼については、今年度も継続する。

年度後半については、過去の出前講座で使用した教材の見直しや最新化を消費生活センター内で進めることにより、出前講座のスキルアップを図ることや情報発信を継続していくこと、消費生活展における啓発を考えている。また昨年度のように、くらしのセミナーと消費生活サポーター養成講座を1つにまとめて開催する等、集合型イベントの開催数を制限して人の移動を減らすような方法も継続する。

【●委員からの意見・質問等／○事務局からの回答】

<①に関しては委員からの意見・質問等なし>

<②（１）に関して委員からの意見・質問等>

- 色川会長：Facebook の投稿件数が以前よりも減ったような印象を受ける。
- 事務局：月 1 回以上の投稿を心掛けているが、令和 2 年度と比較すると今年度の投稿数は減っている。今年度は広報課の所管 SNS でも投稿をシェアしてもらっているが、Facebook を見ていない市民も多いため、Twitter 等のツールを使った発信も進めていく。
- 色川会長：例えば国民生活センターから出ている見守り新鮮情報等のリンクを貼ることや、沼津市で発生している相談情報を発信するのも一案である。
- 事務局：わかりました。
- 渡邊副会長：市から送られてくる LINE 情報は確かに見る。学校教育の現場だと、初任者研修に消費者教育が入っているので、事業者等が行っている研修の場にも消費者教育を入れてもらえれば良いと思う。
- 色川会長：若者は Facebook を使わないため、Twitter やインスタグラム等を使って若者に関心を持ってもらえると良い。
- 大島委員：市の HP は閲覧するが、その先にある Facebook までは見ない。また、高校生はインスタグラムで繋がっているケースが多く、簡単に繋がれる良さも怖さもあり、安易に情報に触れられるのも怖いと考える。
- 色川会長：情報の取得等は個人の選択によるが、静岡市は広報が LINE で届く。行政の HP は作りの関係で、なかなか必要な情報を見つけるのが難しいと思う。
- 事務局：市 HP は目的がある方が閲覧するものであり、SNS はこちらから不特定多数に発信するものなので、”届く”という点では SNS の方が良いと考える。現行の Facebook だけでなく、他のツールも使用していく。

<②（２）に関して委員からの意見・質問等>

- 北村委員：自治会で案内はしているが、今はスマートフォン等を持っている高齢者も多く、悪質電話対策機器等の購入にはなかなか至らないようである。
- 事務局：電話が特殊詐欺等の入り口となっているため、今後、組回覧による周知等も検討している。
- 色川会長：効果は非常にあるので、継続していくことが望ましい。口コミで広がっていくケースもある。消費者庁が富山県で社会実験を行い、その効果が確認されたことがきっかけで全国的に補助が始まったと記憶しているが、対策機器を付けることにより、どれくらい効果があったのかわかるような資料も添付できれば良いかもしれない。
- 北村委員：対象機器の値段はいくらぐらいなのか。
- 事務局：各メーカーにより多少の差はあるが、電話機については一万五千元ぐらいである。ファックス機能や子機を付けると三万円ぐらいになる。
- 土屋委員：他市町のように、例えば補助額を一万円に増額することはできるのか。
- 事務局：補助額の増額は難しい。電話機だけでなく、通話録音機器や着信自動判別機器も補助対象となり、それらの方が安価であるが種類が少ない。また、家電量販店で販売されている対象機器の多くは電話機である。

- 色川会長：例えば市内の家電量販店等で、市から補助金が出ることを PR した電話機コーナーを設置してもらえたら面白い。

<②（３）に関して委員からの意見・質問等>

- 渡邊副会長：資料５の出前講座の開催状況表に関して、各年齢層の相談件数も記載すれば良いと思う。若年層の相談件数が増えているのか等が視認できる。
- 事務局：相談件数を載せることは可能。また、あくまで事務局の所感だが、成年年齢引き下げによって若年層の相談が大きく増えたという印象はない。
- 色川会長：若年層が消費生活センターを知らない可能性はある。消費生活センターの出前講座を受けたか否かで、認知度に差が出る。出前講座を受けた若年層のセンター認知度の方が高い。
- 事務局：出前講座の講師は、市や県にとらわれなくて良いと思う。あくまで受ける側が一つでも二つでも持ち帰ってくれれば、効果があったと考える。
- 色川会長：義務教育世代は市教委の管轄であるので、資料５の出前講座の開催状況を見ると、中学校への実施がほとんどない点が気になる。将来、県の方で高等学校の出前講座を実施してもらい、市町は中学校以下について実施していくことも考えられる。
- 事務局：実績がないため、教育委員会への働きかけ等を進めていく。
- 大島委員：中学校で開催される〇〇講座のようなものは、外部から講師を招くこともあり、子ども達も興味を抱く。成年年齢が引き下げられても、多くの子ども達は 18 歳になってすぐに大きな契約をできるわけではないが、小中学校で消費生活に関する講座を開催して、成人になるという意識を植え付けることが大事である。
- 太田委員：例えば入学式等が終わった後で、保護者に対する啓発の時間を数分でも取れば良いと思う。保護者向けにトラブル事例等を紹介したりすることも効果があると思う。
- 色川会長：市での実施が難しい場合は県に依頼することになると思うが、まずは中に入っていくことが重要である。学校側の事情もあり、いきなり出前講座の開催を依頼するのは難しいかもしれない。出前講座ができなくても、啓発資料の配布だけでも可能と PR するなど、学校との関わり方には様々なアプローチがある。

<②（４）に関して委員からの意見・質問等>

- 杉山委員：自身で楽しく進んで消費者教育を学べるような環境が作れていければ良いと考える。
- 色川会長：例えば YouTube には多くの消費者教育のコンテンツがあるが、”見たい”と思われていないため、あまり見られていないのが現状である。インフルエンサーのような人物が絡めば見てもらえるが、現実的には難しい。
- 太田委員：小学校ではタブレットが配布されており、修了したら認定証が出るような科目もある。消費者教育についても、そのような仕組みが作れば良い。
- 事務局：小中学校の ICT 環境を把握していないため、まずはその把握から進めていきたい。
- 太田委員：教育ポータルのようなものがあり、その中に消費者教育コンテンツを加えら

れれば良い。

- 渡邊副会長：PTAの会合で保護者向けに消費生活センターをPRするのも一案と考える。
- 土屋委員：学校での教育だけでなく、家庭での教育も大事である。そのため、子どもと親の双方が教育を受けてくれるのが望ましい。
- 渡邊委員：情報弱者に対しての教育に難しさを感じる。児童養護相談所の職員向けに、成年年齢引き下げに関する講習を行ったが、児童に対してどのように情報を伝えていくかは苦慮している印象であった。
- 事務局：(情報弱者という観点で、) 特別支援学校の生徒向けに出前講座は実施しているが、理解度までは測れていない。生徒達が情報にたどり着けるか否かは判断できない。
- 色川会長：行政からみて、盲点となりがちなのが児童相談所である。最初は職員向けの研修で、そこから子ども達向けに繋がるかもしれない。
- 鈴木委員：若年層に対する啓発だけでなく、高齢者に対する啓発にも注力してほしい。
- 色川会長：回覧板を見ない高齢者もあり、行政として難しいのが現状だと思うが、継続していくことが大事である。

- 色川会長：他に意見や質問はあるか ⇒ 意見・質問等なし
以上で協議すべき議題は終了したので、進行を事務局に返す。
- 事務局：今回頂いた御意見等は、今後の消費者教育推進の取組に反映させていく。

～議事終了 進行が色川卓男会長から事務局に戻る～

【次第6 閉会】